

浦安市防犯カメラ設置費補助金ガイドライン

浦安市市民経済部市民安全課

目 次

1. はじめに	1
2. 目的	1
3. 補助対象者	1
4. 補助対象事業・補助金交付の条件	1
5. 補助対象経費	3
6. 補助金の額	3
7. 補助金交付までの流れ	4
8. 設置までの流れ	6
9. 主要な問い合わせ先	7
10. 防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン	8
11. 運用規程作成例	10

1. はじめに

本ガイドラインは、「浦安市防犯カメラ設置費補助金」の利用にあたっての要件や交付の流れ等を示したものとなります。

補助金を受けるにあたっては、一定の要件を満たす必要がありますので、必ず、事前に市民安全課に相談していただきますようお願いいたします。

なお、犯罪抑止のためには、「自分の安全は自分で守る、地域の安全は地域で守る」という考えのもと、地域の防犯活動や見守り活動などの自主防犯活動が重要であり、防犯カメラは、あくまで、これらの活動を補完するものとなります。

そのため、防犯カメラの設置後についても、今までどおり地域全体が防犯意識を持ち、継続して、防犯パトロールなどの自主防犯活動を実施していただくようお願いいたします。

2. 目的

防犯カメラについては、犯罪発生を抑止効果、また、被疑者検挙につながる情報・証拠としての効果が期待できることから、安全で安心なまちづくりの推進を目的として、自治会が防犯を目的に防犯カメラを設置した場合に、その設置費用の一部に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

3. 補助対象者

自主防犯パトロール活動の実績があり、かつ、今後も継続して実施することが見込まれる自治会が補助対象者となります。

犯罪の防止には、防犯パトロール活動などの地域で行う自主防犯活動が最も有効とされています。防犯カメラは、あくまで、こうした活動を補完するものであることから、継続した自主防犯パトロール活動の実施をお願いします。

なお、補助金の交付を受けた自治会におかれましては、補助金交付後、毎年、自主防犯パトロール活動の状況を調査させていただきます。

4. 補助対象事業・補助金交付の条件

●補助対象事業について

空き巣や窃盗などの犯罪防止を目的として設置する防犯カメラが対象となります。

なお、設置する防犯カメラは以下の要件をすべて満たしている必要があります。

①撮影する画像をモニターを経由して常時監視することができないこと。

⇒モニターで常に映像を確認できる「監視カメラ」は対象外となります。

防犯カメラとSDカード等の記録装置が一体となっているスタンドアロン型やクラウドを利用した防犯カメラが対象となります。

②千葉県浦安警察署との協議を経て、設置場所を選定していること。

⇒浦安警察署が設置場所についての許可や可否を判断するわけではありません。

防犯カメラの設置場所について、浦安警察署に相談し、犯罪発生を抑止により効果的な場所に設置できるようアドバイスを受けてください。

なお、担当は浦安警察署の生活安全課になります。相談する際は、必ず、事前に電話するようお願いいたします。

③撮影される画像のうち、公道等の画像面積が2分の1以上であること。

⇒公道等とは、市道や公園などの市や県が管理する公共の場所であり、不特定多数の人が24時間通行可能な場所となります。また、マンションや団地の敷地内等の公共以外の場所であっても、不特定多数の人が24時間通行可能であり、管理者によって通行が認められている場所も対象となります。

④自治会において防犯カメラの設置を決議しており、かつ、設置箇所周辺の住民の同意が得られていること。

⇒防犯カメラを設置する場合、設置費用が発生することはもちろん、設置後も電気代、共架料や保守点検等の維持管理経費も発生します。また、撮影された画像は個人情報となり、適正に管理する必要があります。

設置にあたっては、設置する目的等を整理し、どこに設置し、どのように維持管理していくかを十分検討し、自治会内での決議、かつ、設置予定箇所周辺の住民の同意を得るようにしてください。

⑤この要綱と同様の補助金の交付を受けていないこと。

⇒防犯カメラの設置にあたり、「浦安市防犯カメラ設置費補助金」以外の補助金の交付を既に受けている場合は、本補助金の交付を受けることはできません。1事業に対し、二重で補助金の交付を受けることはできません。

●補助金交付の条件について

補助対象となる要件の他、補助金の交付にあたっては、いくつかの条件があります。主な条件は以下のとおりです。

・防犯カメラ撮影対象区域の見やすい場所に表示板等を設置すること。

⇒犯罪抑止効果を高めるため、また、プライバシー配慮のため、防犯カメラ設置箇所に防犯カメラが作動中である旨及び自治会名を表示した表示板等を設置してください。

・防犯カメラの設置完了日までに、次に掲げる事項を全て定めた防犯カメラの管理及び運用に関する規程を定めること。

ア 防犯カメラの管理責任者の設置

イ 管理責任者及び防犯カメラの取扱担当者（管理責任者が指定した場合に限る。）の守秘義務について

- ウ 表示板等の設置について
- エ 撮影された画像の保管方法、保管期間及び保管期間終了後の消去方法について
- オ 撮影された画像の利用及び提供の制限について
- カ 防犯カメラの設置及び運用等に関し苦情があった際の対応について
- キ その他防犯カメラの運用に関し必要な事項について

⇒防犯カメラで撮影された画像は個人情報となることから、自治会で規程を定め、設置後は適正に管理・運用することが必要となります。

本補助金の交付を受けて設置した防犯カメラの管理・運用に関しては、8～12ページにガイドライン及び規程の作成例を示しておりますのでご確認ください。

5. 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、防犯カメラの設置に必要な以下の経費となります。

以下の経費以外は対象外となりますので、例えば、土地や建物の使用・取得が必要となった場合の経費、電気代や保守点検その他の維持管理に必要な経費は対象外となります。

- ①防犯カメラの購入費（賃借する場合は、設置初年度内の賃借に要する経費）
- ②防犯カメラの設置を明示するための表示板等の購入費
- ③設置工事費（防犯カメラ設置のための柱を設置する場合の経費等を含む）

6. 補助金の額

補助対象経費の合計額の2分の1（1,000円未満は切り捨て）。
ただし、防犯カメラの台数×20万円が限度額となります。

（例1）限度額以内の場合

1台あたりの設置経費：300,000円

設置台数：2台

$300,000円 \times 2台 \times 1/2 = 300,000円$

補助金の額：300,000円

（例2）限度額以内で1,000円未満を切り捨てる場合

1台あたりの設置経費：357,300円

設置台数：2台

$357,300円 \times 2台 \times 1/2 = 357,300円$

補助金の額：357,000円

（例3）限度額以上の場合

1台あたりの設置経費：500,000円

設置台数：2台

$500,000円 \times 2台 \times 1/2 = 500,000円$

限度額 $200,000円 \times 2台 = 400,000円$

補助金の額：400,000円

7. 補助金交付までの流れ

設置
前
年
度

1. 事業計画書類の提出（事前相談の実施）・・・ 前年度6月末まで

補助金の申請を予定している自治会は、補助金の交付を申請する前年度の6月末までに以下の書類を提出し、市民安全課との事前相談を実施してください。
なお、事業計画書類の提出後、やむを得ずその内容に変更等が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

◆提出書類

- 浦安市防犯カメラ設置事業計画書（様式あり）
- 防犯カメラ設置予定箇所一覧（様式あり）
- 防犯カメラ設置予定箇所の位置図及び現状写真
- 撮影予定範囲を示した平面図
- 設置に係る見積書の写し
- 防犯カメラ等の仕様を確認することができる書類

4月上旬ごろ…市から交付申請書類受付開始の通知を送付
事業計画書類の提出があった自治会に対し、交付申請書類の受付を開始する通知を送付します。

設置
年
度

2. 交付申請書類の提出・・・ 6月末まで

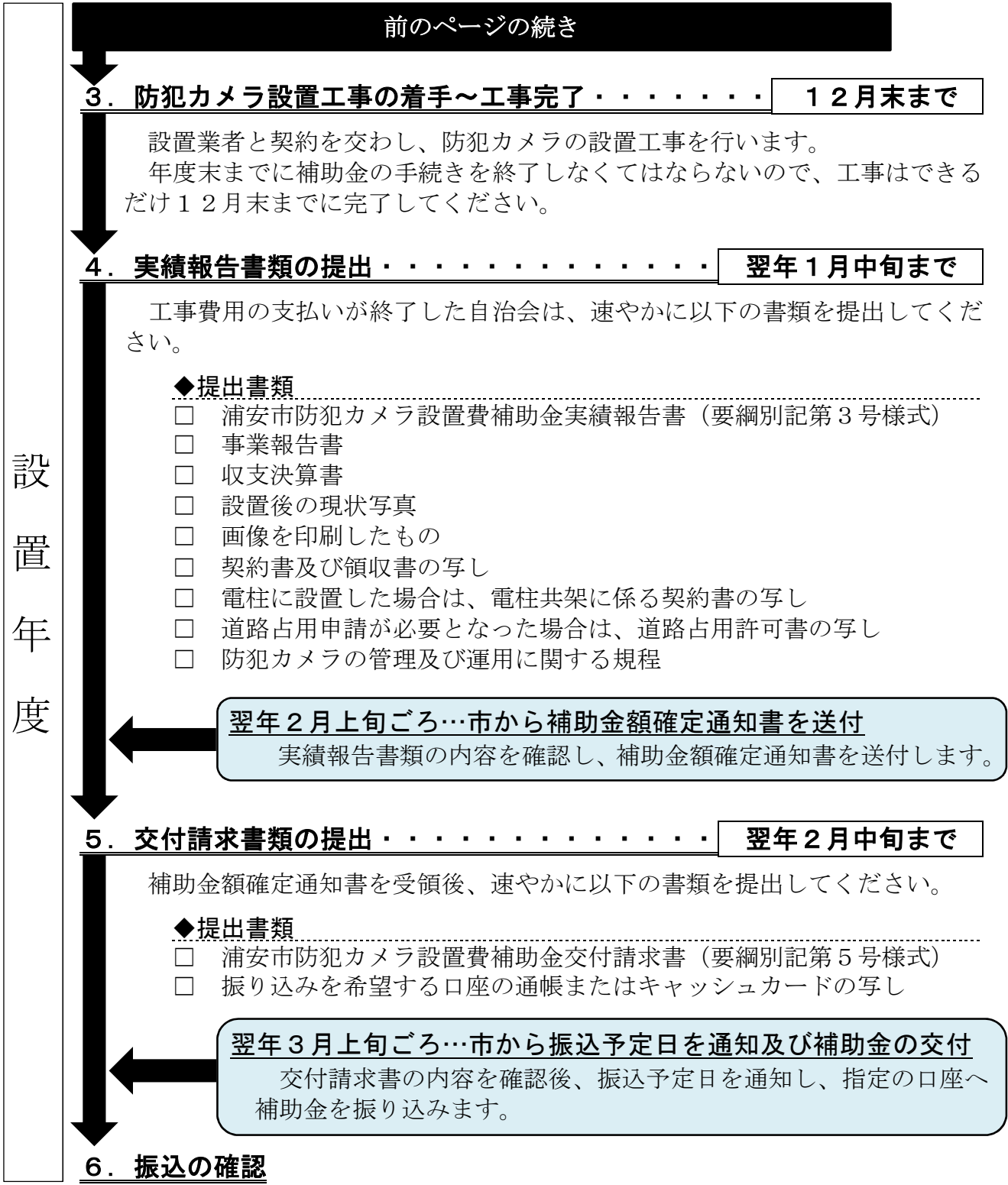
前年度に事業計画書類を提出した自治会は、6月末までに以下の書類を提出してください。
なお、以下の書類のうち、前年度の事業計画書類の提出の際に提出した書類と内容が同様であり、提出の必要がないと認められる場合は、提出を省略することができます。

◆提出書類

- 浦安市防犯カメラ設置費補助金交付申請書（要綱別記第1号様式）
- 事業計画書
- 収支予算書
- 防犯カメラの設置予定箇所の位置図及び現状写真
- 撮影予定範囲を示した平面図
- 設置に係る見積書の写し
- 防犯カメラ、表示板等及び専用柱の形状、規格等の仕様を確認することができる書類
- 自治会において防犯カメラの設置について決議されていることがわかる書類及び設置箇所周辺の住民の同意が得られていることがわかる書類。

7月下旬ごろ…市から交付決定通知書を送付
交付申請書類の内容を確認し、交付決定通知書を送付します。
なお、千葉県補助金を活用する関係から、千葉県補助金の交付決定通知後に、市からの交付決定通知を送付しますので、7月下旬ごろの送付となります。
設置業者との契約は必ず、交付決定通知後に行ってください。

次のページに続く



指定口座に補助金が振り込まれます。記帳し、金額の確認をしてください。

以上が補助金交付までの主な流れとなります。なお、工事の時期や期間等によっては、書類の提出時期や市からの通知時期が異なる場合があります。また、記載した提出書類以外にも、必要に応じて、追加の書類を提出していただく場合があります。

交付決定の通知を受けた後、決定された内容を変更、中止又は廃止する場合や年度内に手続きが完了できない場合は、速やかにご連絡ください。

なお、年度内に手続きを完了できない場合は、補助金の交付を行えません。

8. 設置までの流れ

市道上の電柱に設置する場合で、設置までのおおまかな流れは以下の通りです。

1. 自治会内で防犯カメラの必要性について話し合う

防犯カメラを設置する場合は、設置費用、設置後の維持管理費用が必要であり、また、個人情報となる撮影された画像を適正に管理する必要があります。設置にあたっては、自治会での自主防犯パトロール活動の状況や、市が設置する防犯カメラの状況等を踏まえ、防犯カメラの必要性について、自治会内でしっかりと話し合う必要があります。

2. 設置台数・設置場所・おおむねの撮影画角を決める

設置台数・設置場所・おおむねの撮影画角を決めてください。設置台数が増えればその分、設置費用及び維持管理費用が増加します。

犯罪の発生しやすい場所などを調べ、必要な台数を決めてください。

設置場所については、必ず、浦安警察署に相談して決定してください。

なお、電柱に設置する場合は電柱所有者の許可が必要となりますが、すべての電柱に設置が可能なわけではなく、設置ができない電柱もあります。電柱への設置可否については、最終的には、電柱所有者に申請しなければわかりませんが、市や設置業者である程度の判断をすることができますので、お問い合わせいただければと思います。

3. 防犯カメラの仕様書や見積書を取り寄せる

仕様書や見積書を取り寄せて、設置費用を確認してください。

同じ機種 of 防犯カメラであっても、設置業者により金額が異なる場合があります。複数の業者から見積書を依頼することを推奨します。

なお、市では、公益社団法人 日本防犯設備協会が基準を策定し、認定を行っている、優良防犯機器認定制度（R B S S）の認定を受けた防犯カメラの設置を推奨しております。詳しくは、公益社団法人 日本防犯設備協会のホームページをご確認ください。

4. 防犯カメラの管理及び運用に関する規程を作成する

防犯カメラを管理及び運用するにあたっては、規程を作成し、適正な管理・運用を実施していく必要があります。規程の作成にあたっては、本ガイドラインの10ページを参考にしてください。

なお、規程は、防犯カメラの設置完了日までに定めてください。

5. 設置について自治会内で決議・設置箇所周辺の住民の同意を得る

防犯カメラの設置や管理及び運用規程については、自治会の会議等で諮り、決議を得てください。

また、設置箇所周辺の住民にも説明し、同意を得てください。

6. 設置業者と契約し設置工事を行う

契約後、設置を行うまでには以下の許可申請等が必要となります。

- ①電柱所有者への電柱共架申請
- ②道路管理課への道路占用許可申請
- ③工事を実施するにあたり、浦安警察署への道路使用許可申請
- ④設置日が決まったら、東京電力への電気の使用申請

※上記の手続きについては、個人で実施することも可能ですが、手続きを契約内容に含め、設置業者に依頼することを推奨します。

9. 主要な問い合わせ先

◆浦安警察署との協議についてのお問い合わせ先

千葉県浦安警察署生活安全課

☎047-350-0110

◆防犯カメラの電柱への設置に関するお問い合わせ先

・東京電力の電柱に設置する場合

東電タウンプランニング株式会社

☎048-637-3970

☎048-637-3971

・NTTの電柱に設置する場合

(株)NTT東日本 南関東

☎042-312-9009

※防犯カメラの機種や、設置業者などの相談については、市民安全課までお問い合わせください。(☎047-712-6590)

10. 防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン

プライバシーの保護を図ることを目的として、補助金の交付を受けて設置した防犯カメラを自治会が管理・運用していくにあたってのガイドラインを作成しました。

防犯カメラの運用にあたっては、このガイドラインを参考に、管理及び運用に関する規程を定め、適切な管理及び運用をお願いします。

1. 運用について

- (1) 防犯カメラについては適正な維持管理を行ってください。
- (2) また、画像から知り得た内容の漏えい並びに画像のき損、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のための必要な措置を講じてください。
- (3) 防犯カメラの管理責任者及び必要に応じて取扱担当者を選任してください。

2. 管理責任者及び取扱担当者の責務について

- (1) 管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラ及び画像を取り扱うことにより知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。また、管理責任者・取扱担当者でなくなった後においても同様となります。
- (2) 管理責任者は画像の保管にあたって、盗難防止のため必要な措置を講じてください。

3. 画像の取扱いについて

画像の取扱いにあたっては、次に掲げる事項を遵守するようお願いします。

- (1) 画像は加工せずに、撮影時の状態のままで保管してください。
- (2) 管理責任者及び取扱担当者以外の者の、防犯カメラ操作、かつ、画像の取扱を禁止してください。
- (3) 画像の漏えい、滅失、き損、流出等の防止その他の安全管理を徹底するために、保存期間はできるだけ短期間とするものとし、概ね 14 日以内で必要な保存期間を定め、不必要な画像の保存は行わないでください。
- (4) 保管期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去を行ってください。
- (5) 提供等で画像を複製した場合は、その旨を記録してください。

4. 利用及び提供の制限について

- (1) 画像について、設置目的以外に利用し、又は提供してはなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
 - ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - イ 法令等の規定に基づくとき。
 - ウ 捜査機関から犯罪捜査等の目的のため、提供を求められたとき。
 - エ 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認め

られるとき。

- (2) 設置目的での利用及び上記アからエによる設置目的以外の利用若しくは提供する場合は、最小限の範囲にとどめなくてはなりません。なお、提供する場合は、必ず、提供する相手方の身分を確認して下さい。
- (3) 利用する場合は次に掲げる事項を遵守しなければなりません。また、提供する相手方に対しても遵守させてください。
 - ア 画像及び記録媒体の情報を適正に管理すること。
 - イ 目的以外の利用及び第三者への無断提供をしないこと。
 - ウ 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに画像及び記録媒体の返却又は破棄等を行うこと。
- (4) 利用する場合は、次の事項を記録し、保存しなければなりません。
 - ア 利用日時
 - イ 利用目的
 - ウ 利用する画像の範囲
- (5) 提供する場合は、次の事項を記録し、保存しなければなりません。
 - ア 提供日時
 - イ 提供目的
 - ウ 提供先
 - エ 提供する画像の範囲

5. 苦情の処理について

防犯カメラに関し苦情を受けたときは、迅速に対応し、適切に処理して下さい。

6. 管理及び運用に関する規程の策定について

自治会は、防犯カメラの管理及び運用について、このガイドラインの内容に沿った管理及び運用に関する規程を作成して下さい。

- (1) 防犯カメラの設置目的
- (2) 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務について
- (3) 防犯カメラで撮影している旨及び設置者の表示について
- (4) 記録した画像の保管方法、保管期間、保管期間終了後の消去方法について
- (5) 記録した画像の利用・提供の制限について
- (6) 苦情があった際の対応について
- (7) その他防犯カメラの運用に関し必要な事項について

7. 報告について

自治会は、市長から防犯カメラに関わる報告を求められたときには、これに応じるよう努めなければなりません。

1 1. 運用規程作成例

●●●自治会防犯カメラの管理及び運用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、●●●自治会（以下「自治会」という。）が公道等の場所において、空き巣等の犯罪防止の目的で設置した防犯カメラの管理及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、公道等を撮影するために常設するカメラであって、映像の記録の機能を有するものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影された画像をいう。
- (3) 公道等 道路、公園、広場、道路に準ずる通路等の公共の用に供する場所及び不特定多数の者が通行可能であってその通行が管理者により認められている場所をいう。

(防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者)

第3条 自治会は、公道等における防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、防犯カメラの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

- 2 管理責任者は、防犯カメラ及び画像の取扱いを適正に行うため、防犯カメラに関する事務を統括する。
- 3 管理責任者は、前項の事務を適正かつ円滑に遂行するため、防犯カメラの取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を指定するものとする。
- 4 管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラ及び画像を取り扱うことにより知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(防犯カメラの設置に係る措置)

第4条 管理責任者は、防犯カメラを設置するに当たり、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) プライバシーの保護を図るために、防犯カメラの撮影対象区域を設置目的の達成に必要な最小限の範囲となるように調整すること。
- (2) 防犯カメラの撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラが作動中である旨及び自治会名を明示した表示板等を設置すること。
- (3) 防犯カメラの維持管理を図るため、適切な期間において保守点検の実施を行うこと。

(画像等の管理)

- 第5条 画像及び画像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）の保管期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間。以下同じ。）は、原則として14日とする。
- 2 管理責任者は、第1項に規定する保管期間の経過後は、速やかに画像の消去又は記録媒体の破棄等の処理を行うものとする。
 - 3 画像は加工をせずに、撮影時の状態のまま保管するものとする。
 - 4 管理責任者は、記録媒体の保管に際しては、盗難防止のため必要な措置を講じなければならない。
 - 5 管理責任者及び取扱担当者以外の者は、防犯カメラを操作し、又は画像を取り扱ってはならない。
 - 6 取扱担当者は、画像へのアクセスについては、管理責任者の許可を得なければならない。この場合における画像へのアクセスは、管理責任者が指定した場所で行い、管理責任者の許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。
 - 7 取扱担当者は、画像及び記録媒体を、録画装置の設置場所その他管理責任者が指定した場所以外に持ち出してはならない。ただし、保守点検等の理由により管理責任者が許可をした場合又は第6条第1項の規定により他に提供するときは、この限りでない。
 - 8 前各項に定めるもののほか、管理責任者は、画像及び記録媒体の不正利用、漏えい、改ざん、紛失等を防止するために必要な措置を講じるものとする。

（利用及び提供の制限）

- 第6条 画像は、設置目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。なお、提供するときは、提供する相手方に対し、提供を依頼する旨の文書を提出させるものとする。
- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 法令等の規定に基づくとき。
 - (3) 捜査機関から犯罪捜査等の目的のため、提供を求められたとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 2 画像を設置目的で利用し又は前項の規定により利用するとき（以下「利用するとき」という。）は、最小限の範囲にとどめるとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 画像及び記録媒体の情報を適正に管理すること。
 - (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供をしないこと。
 - (3) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに画像及び記録媒体の返却又は破棄等を行うこと。
- 3 利用するときは、次の事項を記録し、保存しなければならない。
- (1) 利用日時
 - (2) 利用目的
 - (3) 利用する画像の範囲
- 4 第1項の規定により提供するとき（以下「提供するとき」という。）は、画像を提供する相手方の身分を確認し、第2項各号に掲げる事項を遵守させなければならない。なお、提供する画像については、最小限の範囲にとどめなくてはならない。

5 提供するときは、次の事項を記録し、保存しなければならない

- (1) 提供日時
- (2) 提供目的
- (3) 提供先
- (4) 提供する画像の範囲

(苦情処理)

第7条 防犯カメラの設置及び運用等に関し苦情を受けたときは、迅速に対応し、適切に処理しなければならない。

附 則

この規程は、令和●●年●●月●●日から施行する。

令和4年3月発行

浦安市役所市民経済部市民安全課

TEL 047-712-6590

FAX 047-351-8600